

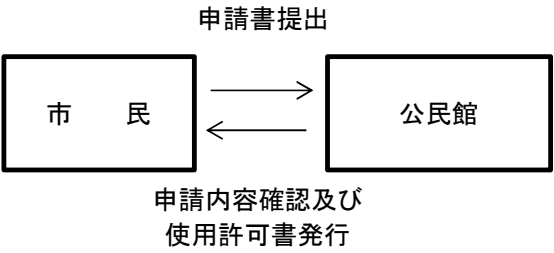
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 1

処 分 名	公民館の使用許可	
処 分 の 概 要	公民館の使用を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市公民館条例（平成16年条例第3号）	
条 項	第 4 条	
所 管 課	地域学習振興課	
経由機関での処理期間		即日
所管課での処理期間		即日～ 7 日
標 準 処 理 期 間		計 即日～ 7 日
審 査 基 準		
松山市公民館条例第 6 条、第 7 条の各号に該当しないことを基準とする。		
【根拠法令等】 松山市公民館条例		
(使用の許可) 第 4 条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、前項の許可をするときは、公民館の管理上必要な条件を付けることができる。		
(使用の制限) 第 6 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設（附属設備等を含む。以下同じ。）を毀(き)損し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が公民館の管理上支障があると認めたとき。		
(使用許可の取消し等) 第 7 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限することができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 使用許可の条件に違反したとき。 (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。 (4) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。 2 前項の処分により使用者に損害が生じることがあっても、市は、その責を負わない。		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。